

## 【自己申告に関する Q&A】

Q1:自己申告義務を負う者はどの範囲か。

A1:自己申告義務の対象者は、「筑波大学における利益相反事例の取扱い第6版」のp.5に例示されていますが、以下のエにあるとおり、非常勤職員も対象となります。

(1)利益相反ポリシーの対象者

ア 役員

イ 教員

ウ その他の職員

エ 大学院生やポスドクなどのうち、大学と雇用関係にある者(例えば、リサーチアシスタントや研究員など)

参照 URL→

[https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/Leaflet6\\_JP202401-2\\_COI.pdf](https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/Leaflet6_JP202401-2_COI.pdf)

Q2:企業との関係において自己申告の対象となる職員が3月末で退職する。申告の必要はあるか。

A2:上記 A1 で記載したとおり、本学利益相反規則の対象者は本学と雇用関係にある者です。当該職員は4月以降本学と雇用関係がなくなりますので、自己申告の必要はありません。

なお、自己申告書を提出する義務と雇用関係について説明を補足しますと、厳密に言えば、前年度中に1日以上本学と雇用関係があつて、かつ、翌年4月1日～5月31日までの間に1日以上雇用されている者に申告義務があるということになります。しかしながら、すでに退職している人については、前述の期間(翌年4月1日～5月31日)に在職していても、自己申告書が未提出だからといって実務上の取扱いからいえば退職後に自己申告書の提出を請求するということにはなりません。なぜならその場合には、実務上利益相反マネジメントを行う意義を喪失しているからということになります。

Q3:私は公益財団法人の理事を務めており、報酬は年間100万円以上になる。公益財団法人は非営利法人なので公共的機関といえるのではないか。したがって、自己申告しなくてもよいのではないか。

A3:公益財団法人の理事の兼業報酬は利益相反自己申告の対象となります。本学利益相反規則10条柱書に「…ただし、企業等が企業以外の国内の公共的機関(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等)であるときは、この限りでない。」とありますが、現時点では、「国、地方公共団体、大学、独立行政法人」以外は申告していただくという解釈をしてください。

つまり、公益財団法人、公益社団法人やNPO法人などの兼業報酬もすべて報告対象となり

ます。規定で「・・・等」とあるのは、独立行政法人などと同等の組織が新たにできたときのことなどを想定しています。

このように申告不要の組織・団体を限定しているのは、世の中には、営利法人以外の団体は無数にあり、その公益性の度合いも様々なので、そういった団体を公益性の度合いで申告の要・不要を判断していくことの困難性と、あとは国立大学法人の職員として兼業報酬についてもできる限り透明性を確保して国民の信頼を得ていこうという趣旨によるものです。

Q4:私の所属する寄附研究部門は、地方自治体、財団法人、民間企業からの寄附金で運営され、私の本学からの給与の全部が当該寄附金を原資としている。この本学からの給与は利益相反規則第10条第1項第1号に該当する個人的な利益として報告対象となるだろうか。

A4:本学利益相反規則10条1項1号では、「企業等から若しくは企業等の資金を原資として法人から給与の全部若しくは一部が支払われるとき当該給与の全部若しくは一部」についてこれらの合計金額が100万円以上であるときは申告すること、また、10条柱書で「ただし、企業等が企業以外の国内の公共的機関(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等)であるときは、この限りでない。」と規定されています。

したがって、筑波大学から支給される給与について、その原資となる企業等からの寄附金のうち地方自治体を除いた、財団法人と民間企業からの寄附金が(ほかの兼業等の収入も合わせて)、総額年間100万円以上である場合に自己申告していただくことになります。この場合、実際には給与についての寄附金提供元の内訳を分離することが困難であると思われるので、1枚の自己申告書の「企業等の名称及び住所」の欄に財団法人と民間企業の名称と住所を最低限記載し、ほかの公共的機関は名称だけを書くか、あるいは、寄附元が多くて記載が大変な場合は、「株式会社〇〇、財団法人△△のほか、地方自治体」などの記載をし、金額は年間の給与額の総額を記入してください。

Q5:令和4年度の自己申告書の改正により、兼業等の報酬が100万円以上の場合は、本学との契約関係の有無にかかわらず全て申告することになったが、兼業等の個人的な利益を得ている一方で、共同研究契約など本学との契約関係がある場合はどうすべきか。

A5:例えば、共同研究と兼業が同時に行われる場合であって、類似のテーマの場合は、なぜどちらかにせず、両方やるのか、ということが問題になります。なぜなら、兼業によって私的な利益を受け一方で、共同研究を行うと、その研究成果が企業に都合のよいものになっているのではないか、といった利益相反上のバイアスの懸念が出てくるなどの問題があるためです。したがって、共同研究と兼業を同時に行う場合には、次のような対応が必要です。

1. 兼業の職務内容と、共同研究の研究テーマを明確に切り分けることができ、両者の必要性が説明できる必要があります。
2. また、共同研究成果に関する論文を発表する場合は、学術誌の規定に従って、あるいは、規定がなくとも積極的に兼業の事実を開示することが望まれます。